

○制限外積載・荷台乗車等許可取扱要領の制定について(例規通達)

(平成7年4月7日鳥交企例規第4号 鳥交指例規第1号 鳥地例規第5号)

改正 平成14年鳥交企例規第2号	平成17年鳥務例規第5号
平成21年鳥交企例規第3号	平成22年4月1日鳥務例規第3号
平成26年3月27日鳥交規例規第3号 鳥地例規第5号	平成30年4月27日鳥交規例規第1号 鳥地例規第6号
令和元年5月16日鳥交規例規第1号 鳥地例規第1号	令和2年3月18日鳥務例規第3号
令和2年12月24日鳥務例規第13号	令和4年4月22日鳥交規例規第1号 鳥地例規第1号
令和4年7月28日鳥交規例規第2号 鳥地例規第3号	令和6年1月15日鳥交規例規第1号

各所屬長

対号 昭和44年12月19日付け鳥交一発第2277号、鳥勤発第304号制限外積載・荷台乗車等許可取扱要領の制定について(例規)

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第56条及び第57条第3項の規定に基づく許可の取扱い並びに法第57条違反(積載容量超過)の取締時における積載貨物の測定方法については、対号により運用してきたところであるが、行政手続の明確化、簡素化等の要請に鑑み、別添のとおり「制限外積載・荷台乗車等許可取扱要領」を全部改正し、平成7年4月7日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の要点

- (1) 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法に関する許可基準の見直しを行い、新たな基準を設けた。
- (2) 許可の期間を延長した。
- (3) 道路法(昭和27年法律第180号)上の通行許可が必要な場合又は許可基準を超える許可が必要と認める場合における関係機関等との調整の在り方を明確にした。
- (4) 幹部派出所、交番、駐在所による許可の取扱いの範囲を明確にした。

2 改正内容

(1) 許可基準

自動車(一部の自動車、自動二輪車を除く。)に関しては、次のとおり改正した。

ア 長さに関する事項

- 長さについては、車長からのはみ出し部分を車長の10分の5以内の範囲とし、かつ、貨物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16メートル以内とした。

- 積載の方法の許容範囲は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)に基づき、車体の前後から車長の10分の1以内と規定されており、それを超えるものは許可の対象であるが、長さの許可基準との整合を図るため、許可基準を車長の前後各10分の3以内の範囲とした。

イ 幅に関する事項

- 幅については、車両の幅に1.0メートルを加えた範囲とし、かつ、積載物の全体の幅が3.5メートル以内とした。
- 積載の方法は、車体の左右からのみ出しを0.5メートル以内の範囲とした。

ウ 高さに関する事項

- 高さについては、従前どおり令に規定する制限に0.5メートルを加えた範囲とした。

エ 重量に関する事項

- 重量については、令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超えることとなる場合、原則として許可しないこととした。

(2) 許可期間

- 制限外積載、設備外積載及び荷台乗車の各許可につき、定型的かつ反復性のあるものは、包括して1個(回)の行為とみなし、原則として1年以内とすることとした。

(3) 関係機関及び本部主管課との調整の明確化

- 道路法上の許可が必要な場合又は許可基準を超えることとなる許可が必要であると認める場合等における道路管理者と本部主管課との調整の在り方を明確にした。

(4) 専決処分範囲の明確化

- 幹部派出所、交番及び駐在所で取り扱う専決処分は、制限外積載許可のうち長さに関する事項で、かつ、次の基準に適合し、交通安全上支障のないものとした。

○ 長さに関する取扱いの基準

- 制限外積載許可の基準内のものに限ること。ただし、12メートルを超えるものについては、取扱いをしないこと。

3 取扱上の留意事項

(1) 道路管理者との連携

- 道路管理者の通行許可が必要な場合は、あらかじめ道路管理者と連携を図り、通行許可証の発行を確認した後許可すること。

(2) 許可の特例

- 制限外積載の中には、許可基準を超える許可が必要な場合も予想される。このため、この種取扱いに関しては、交通部交通規制課長と協議して処理すること。

別添

制限外積載・荷台乗車等許可取扱要領
[別紙参照]

別表第1

「制限外積載許可基準表」
[別紙参照]

別表第2

積載貨物の測定方法等
[別紙参照]

別記様式1(第5の1関係)

運転者一覧表
[別紙参照]

別記様式2(第5の4関係)

制限外許可(申請)原簿
[別紙参照]

別記様式3(第8の2関係)

専決簿
[別紙参照]

別記様式4(第8の3関係)

公印が押された制限外積載許可申請書管理簿
[別紙参照]

別記様式5(第9関係)

制限外許可取扱状況報告書
[別紙参照]